

議案第 8 号

第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定に係る意見の申出について

スポーツ基本法第 10 条第 3 項の規定に基づき、市長から下記のことについて、別紙のとおり意見を求められたので、審議に付します。

令和 8 年 2 月 27 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

- 1 第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画（案）